

特定非営利活動法人 MaitrI定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 MaitrIという。

(事務所)

第2条 この法人は、主なる事務所を東京都荒川区南千住6丁目67番1-101号サクセスに置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、インド王族武術を基本とした健康体操教室、子育て支援や生活の一助のためにご家庭訪問による料理代行、地域での家庭料理教室の開催、アート教室の開催、制作したアート作品の展示会の開催などを行い、インド王族武術と料理とアートを通じて地域の老若男女の心・内・体を整え、明るく照らす社会貢献を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前章の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2)子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次に事業を行う。

(1)インド王族武術を基本とした健康体操教室事業

(2)ご家庭訪問による家庭料理代行事業

(3)地域での家庭料理教室事業

(4)アート教室事業

(5)アート展示会事業

(6) その他目的を達するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正社員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正社員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が定める入会申請書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事には、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号一に該当する場合には、議会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第3条 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

(選任など)

第13条 理事及び幹事は総会において選任する。

2 代表理事及び副理事長は、理事のごせんとする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内

の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職 務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の職務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名し順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の職務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を執行する。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号を報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数3分の1を超えるものが欠けてたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務を遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正社員をもって構成する。

(総会の機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定数の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正社員から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決議等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2項及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 議会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

（資産の構成）

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

（資産の区分）

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

（資産の管理）

第 39 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、議会の議決を経て、規定予算の追加又は更正することができる。

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎年事業終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総会の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定にのる解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会においてを議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 8 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、議会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 森 凜 人

副代表理事 森 瑛 士

理事 山 田 カ ラ ル

理事 長 谷 川 明 美

理事 牛 山 里 江 子

理事 皆 木 拓

監事 伊 藤 鶴 代

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項に関わらず、この法人の成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定に関わらず、この法人の成立の日から令和 5 年 12 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会費 正会員 0 円 賛助会員 0 円
- (2) 年会費 正会員 0 円 賛助会員 0 円